

**訪問型サービス(独自)サービスコード表**

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	要支援2(週2回を超える程度)	123	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000加算	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000加算	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000加算	

の網掛けは、令和4年10月の報酬改定により、サービスコードが追加及び変更になったもの

※笠岡市が規定する単位数は、国が規定する単位数と同一としています。

※「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目

※「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

### 訪問型サービス(独自/定額)サービスコード表

サービスコード		サービス名称	算定項目	単位数	利用者負担額	算定単位	限度額対象区分
種類	項目						
A4	1001	訪問型サービスA定額30分	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週2回まで	85	170	1回につき	対象外
A4	1002	訪問型サービスA定額60分		125	250	1回につき	対象外
A4	1003	訪問型サービスA定額90分		165	330	1回につき	対象外

**通所型サービス(独自)サービスコード表**

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
A6 1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	1,672	1月につき		
A6 1112	通所型独自サービス1日割			55単位	55	1日につき		
A6 1121	通所型独自サービス2			3,428単位	3,428	1月につき		
A6 1122	通所型独自サービス2日割			113単位	113	1日につき		
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき		
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	1月につき		
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2			752単位減算	-752			
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算		100		
A6 5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算		225		
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症患者受入加算		240単位加算		240		
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算		50		
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算		200		
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位加算		150		
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II			(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位加算		160	
A6 5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	チ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480		
A6 5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2				運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6 5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3				栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A6 5009	通所型独自複数サービス実施加算 II				(2)選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700
A6 5005	通所型独自サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120単位加算		120		
A6 6011	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 1	ヌ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88単位加算	88		
A6 6012	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 2				要支援2	176単位加算	176	
A6 6107	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 1				(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72単位加算	72
A6 6108	通所型独自サービス提供体制強化加算 II 2				要支援2	144単位加算	144	
A6 6103	通所型独自サービス提供体制強化加算 III 1				(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24単位加算	24
A6 6104	通所型独自サービス提供体制強化加算 III 2				要支援2	48単位加算	48	
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100			
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II 1			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)(3月に1回を限度)	200単位加算	200		
A6 4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II 2				運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100	
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I			ヌ 口腔栄養スクリーニング加算	(1)口腔栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20	1回につき
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II	(2)口腔栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算			5		
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	フ 科学的介護推進体制加算		40単位加算		40		
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I	カ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算				
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算			
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算			
A6 6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算 I	ヨ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算				
A6 6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算 II			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算			
A6 6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	タ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000 加算				

**定員超過の場合**

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
A6 8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	定員超過の場合 × 70%	1,170
A6 8002	通所型独自サービス1日割・定超			55単位		39
A6 8011	通所型独自サービス2・定超			3,428単位		2,400
A6 8012	通所型独自サービス2日割・定超			113単位		79

**看護・介護職員が欠員の場合**

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
A6 9001	通所型独自サービス1・欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,170
A6 9002	通所型独自サービス1日割・欠			55単位		39
A6 9011	通所型独自サービス2・欠			3,428単位		2,400
A6 9012	通所型独自サービス2日割・欠			113単位		79

の網掛けは、令和4年10月の報酬改定により、サービスコードが追加及び変更になったもの

※空欄市が規定する単位数は、国が規定する単位数と同一としています。

※「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」、「介護職員等ベースアップ等支援加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目

### 通所型サービス(独自/定額)サービスコード表

サービスコード		サービス名称	算定項目	単位数	利用者負担額	算定単位	限度額対象区分
種類	項目						
A8	1001	通所型サービスC(短期集中型サービス)	事業対象者・要支援1・要支援2 ※週1回	329	0	1回につき	対象外

## 介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	要支援1・2	438単位		1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300単位		
AF	4002	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算		300単位		
AF	4003	介護予防ケアマネジメントC・初回	イ 介護予防ケアマネジメント費		438単位		

※合成単位数につきましては、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。

※**笠岡市が規定する単位数は、国が規定する単位数と同一としています。**